

第13回消費者団体訴訟制度検討委員会議事要旨

1. 日時 平成17年5月13日(金) 14:00~16:10

2. 場所 中央合同庁舎第4号館4F 共用第4特別会議室

3. 出席者

(委員会)

山本委員長、岩佐委員、上原委員、大河内委員、大村委員、鹿野委員、川本委員、小塚委員、齋藤委員、品川委員、高橋委員、角田委員、寺田委員、長野委員、升田委員、三木委員

(事務局)

田口国民生活局長、山田審議官、中村審議官、後藤総務課長、服部消費者企画課長、鈴木室長 ほか

4. 概要

資料1について事務局より説明の後、大要以下の議論が行われた。

【1.制度の実効性確保のための方策】

<情報面における実効性確保策(その1)>

- ・ 国民生活センターや各地の消費生活センターの有する情報は、事業者の不当行為を差し止める必要性の検討や事業者の不当行為の反復継続性、ないし、そのおそれを立証するために必要不可欠のものであり、積極的な情報開示が必要である。

使用目的に関しては、団体訴権行使の必要性の検討及び不当行為がなされるおその立証に自ずと限定されてくると考えられる。国民生活センター等からの情報提供を受ける際に、情報取得の必要性や使用目的等を適格消費者団体が概括的に示す必要はあると思うが、訴権行使に関する情報収集の初期段階でセンター等の情報が必要になることも考えられるので、あまり詳細なものを求めるべきではない。

守秘義務・情報管理体制の確立については、目的外利用を禁ずることは必要であるが、提供を受ける情報は、裁判の証拠として使われる可能性もあり、外部に情報を出すことを一切禁ずるような内容にすべきではない。

消費生活相談情報について、相談者の氏名は開示されなくてもよいと思うが、国民生活センターから提供されるPIO-NE T情報は、数百字程度相当の情報等、内容が限定的である。したがって、PIO-NE T情報だけでなく、各地の消費生活センターが有する、より詳細な情報、例えば具体的な条項の文言等も積極的に開示の対象にすべきである。

現在でも、訴訟での調査嘱託、弁護士会照会等によって、事業者名を特定した情報開示がなされているが、団体訴権でも同様に積極的な開示が求められる。

個人情報保護との関係で混乱が生じないよう、適格消費者団体が、国民生活センターや各地の消費生活センターに情報照会できる旨を法律に明記しておく必要がある。

また、「資料1」に記述はないが、適格消費者団体が、事業者に対して、約款・契約条項、勧誘マニュアル等を開示請求できるような制度も必要ではないか。

- ・ 骨格として賛成である。ここでは主として行政等による支援策を扱っているということだろうが、裁判になった場合、事業者しか保有していないような内部の情報、例えば内部の勧誘マニュアル等の情報を、裁判所の開示命令によって事業者に提出させることができるようにすべきではないか。

- ・ 現状では、国民生活センター、あるいは各地の消費生活センターは、情報提供に関して規定されている法令が違うため、その対応に差異がある。しかし、平成16年12月の「消費者団体訴訟制度の骨格について」にあるように、適格消費者団体が消費者全体の利益のために訴訟を提起するという趣旨に鑑みれば、センターもできるだけ積極的に対応したいと思っている。

具体的にどのように情報提供していくかについては、今後さらに検討を進めなくてはならないが、適格消費者団体の公益性を考慮すれば、誰でも請求できる一般的な情報公開法に基づく開示請求というよりは、弁護士会やその他の公的機関からの情報照会が参考になるのではないか。

国民生活センターや消費生活センターから適格消費者団体への情報提供の在り方の細部については、各センター等が考えていくが、情報提供の在り方の基本的方向はしっかり示していくべきである。

- ・ P4のうち、具体的ルールづくりについて言及しているが、中立的な立場である行政、内閣府や国民生活センターが情報提供の在り方の大枠を示し、各消費生活センターの対応にばらつきが生じないようにすべきである。

- ・ 弁護士会照会、検察官等からの捜査事項照会、裁判所からの調査嘱託を、「公共的側面を有する照会」と一括りにしているが、それぞれ照会の目的が違うものであり一括りにすることは不適切ではないか。また、「法の趣旨を踏まえた対応」との表現は、照会があれば何でも情報提供されるかのような印象を与えるが、実際には、弁護士会照会等としても情報提供されないケースは存在する。同じの、プライバシー性の「強い」情報という表現は、プライバシー性の「高い」情報との表現に改めるべきである。

- ・ 国民生活センター等の情報提供は、法律に基づく照会かどうかによってセンターの対応の仕方も異なってくる。消費者団体訴訟制度では、ぜひ、法律上に規定をして頂きたい。

- ・ 国民生活センターでは、弁護士会照会等法律に規定されている照会に対しては、積極的に情報提供を行っている。また、法律に規定されていなくても、それに準ずるような場合、例えば東京証券取引所のような公的性格の強い団体からなされた場合には、照会理由を検討し

た上で対応している。

<情報面における実効性確保策（その2）>

- ・ 確定判決のみでなく、未確定判決についても周知されるべきである。確定判決が出るまでに3～4年かかることもあり、その間に被害が拡大しないためにも未確定判決を周知・公表する必要がある。

さらに、訴えの提起についても周知されるべきである。消費者被害の未然防止にも役立つし、事業者にとっても、どのような行為が問題視されているのかを知ることは有用であると思われる。

和解・事前交渉の結果についても、公表すべきである。公表しなければ、いわば影での解決を認めてしまうことになり、そのために制度の悪用・濫用の懸念が生ずる。適格消費者団体は、公益的・公共的立場から差止請求権を行使するのだから、透明性を高める必要がある。

周知・公表の主体を国民生活センターとすることには賛成であり、訴えの提起・和解・判決・事前交渉結果等の情報が、国民生活センターに集まる仕組みが必要である。資料には、これらの情報を行政に報告すべきと記載されているが、国民生活センターに情報が通知されるならば行政への報告は不要であるし、行政は国民生活センターから情報を得ればよいのではないか。行政への報告は、適格消費者団体からの年1回の報告と更新時の報告で足りる。

- ・ 情報公開をして透明性を高めることにつながるものであり、基本的には賛成である。判決の内容を周知公表することは賛成であるが、訴えの提起については、提起された時点においてどちらが勝訴するか分からないものを、法律上に何らかの規定を置いて制度的な担保をもって公表することは問題だと思う。

和解というものは個々のケースで千差万別である。例えば、原告である適格消費者団体が事実上勝訴の内容で和解したような場合には、公表することもあるが、反対に、被告事業者側が事実上の勝訴の内容で和解した場合には、和解内容を公表しないということが和解条件になることもあり得よう。和解内容によって公表すべきかどうかを処理することになるのではないかと思う。

適格消費者団体が論理的には相当数存在し得る以上、濫訴の懸念が生じるため、行政によるモニタリングが重要である。訴えの提起等が、国民一般に広く公開されることには反対であるが、行政が適切なモニタリングをするためにも、これらの情報を行政に報告する必要があると思う。行政が資料7ページのアのA～Cをすべてモニタリングするとなると、事業者側も安心感があるのではないか。

- ・ P7「(2)情報面における実効性確保策（その2）」について、判決等の周知・公表は、消費者被害の未然防止・拡大防止のみではなく、既に被害を受けた消費者の救済にも有用であることに留意すべきである。

周知・公表の主体として、公的機関だけではなく、ケースバイケースだろうが、事業者の経済的力量等を判断した上で、裁判所が事業者に対して周知・公表義務を負わせることを可能

とすべきではないか。

周知・公表の対象とすべき情報については、確定判決のみならず、未確定判決についても公表すべきである。なお、和解については、様々な方法があり、公表するかどうかはケースバイケースで判断すべきと思う。

- ・ P7 「ア」の「C」について、仮に「和解内容を公表する」という規定を置いた場合、適格消費者団体は「和解内容は公表しない」という和解を結べないという行為規範を課せられることになるのか。

P7 「(2) 情報面における実効性確保策(その2)」については、「和解内容を公表する」という規定を置いた場合の効果に関しては検討していない。

- ・ 個人的な感想ではあるが、国民生活センターが、周知・公表の主体として活用されることは望ましいことであると思う。

法律に国民生活センターはこのような情報を周知・公表すべきと明記されればそれに従って対応してくことになるが、法律には規定されていないようなもの、すなわち周知すべき情報の関連事項については、どういった範囲でどのように公表すべきか、どういった形であれば分かりやすく提供できるか等、よく検討したい。

P7 アの周知・公表の対象とすべき情報については、事前交渉、和解の内容も含めるべきである。事前交渉、和解とも、消費者全体の利益のために行うものであり、外部にそのプロセスなり結果なりが分からないというのはおかしいと思う。

- ・ P7 アについて、判決内容は公表すべきであると思うが、訴えの提起に関しては、風評被害等があり得るということに鑑みれば公表すべきではない。また、裁判上の和解や事前交渉の結果に関しても、色々な方法があり、一律に公表すると規定すべきではない。

<人材面における実効性確保策>

- ・ 研修の実施は賛成であるが、本制度に関する専門的な研究を行い、その結果を消費者団体に提供するといった支援も行うべきである。

<資金面における実効性確保策>

- ・ 行政の支援策が何も記載されておらず、極めて不十分であると思う。消費者団体訴訟制度は、公益的な目的を持っていること、差止訴訟自体がペイする事業ではないこと、訴訟には相当の資金が必要であることに鑑みれば、資金的援助が必要であると考えられる。少なくとも、弁護士費用等、本制度で明らかに必要な事項への援助が必要であり、検討すべきである。

- ・ P10 のように、適格消費者団体から独立した中立的立場の団体やファンドが、寄付金の受け皿となり、適格消費者団体の財政基盤の確保を補完することは望ましいと思う。

- ・ 事務局案に賛成である。適格消費者団体自らが十分な財政基盤を備えていることが前提であり、中立的な立場である行政が適格消費者団体に財政面で補助することはおかしい。

<その他>

- ・ 実際、消費者団体訴訟制度において、どれほどADRの利用ニーズがあるのか分からないが、理論的には、適格消費者団体がADR機関を使って解決を図ることはあり得ると思う。確認したいのは、資料に記載している趣旨は、ADRの利用について法律上何らかの規定を置くという意味なのか、それとも委員会として何らかの了解をしておくという意味合いのものなのか。

P11「(5)その他」ADRの利用について法律に何らかの規定を置くことは想定しておらず、考え方の整理として委員のご意見を伺う趣旨である。

- ・ 判決の周知・公表、制度に関する研修等、いずれも国民生活センターが本制度の運用上の支援機関であるかのように扱われているが、このような役割を国民生活センターが担うのであれば、それにふさわしい体制と予算の確保を考えるべきである。

【2.その他】

<いわゆる推奨行為について>

- ・ 賃貸借契約において管理会社が契約書を作成し複数の家主に使用を奨めている例や、不当な損料表を作成して事業者に奨めている例等、推奨によって具体的な被害が生じている例が存在している。また、事業者や行政が作成するモデル約款や、弁護士・出版社等が作成する契約条項事例集等に不当条項が含まれていた場合には、実際に使用されて消費者に被害が広まるおそれが強い。このような推奨行為そのものを差止めの対象とする必要性は高い。

推奨行為の定義は、事業者団体の推奨のみに限定することなく、「当該条項を妥当なものとしてその使用を奨める行為」ととらえるべきと思う。

13 ページ、推奨された契約条項を使って事業者が実際に消費者との間で締結する可能性が高いかどうかについては、契約書を独自に作成できないような事業者は、推奨された条項を使用する可能性が高く、こうした事業者は日本に相当数存在すると思われる。

推奨行為を差止めの対象とした場合に、事業者団体がモデル約款の制定を差し控えてしまうのではないかと懸念が資料に示されているが、具体的にどのようなデメリットをもたらすのか理解できないし、モデル約款に不当条項が含まれていた場合には、独禁法上の問題もあると思われるので、推奨行為を差止めの対象にしない理由にはならない。

- ・ 推奨行為を差止めの対象とすることには懸念がある。個人情報保護の導入や、ITを駆使した新しいビジネスモデルが次々と生まれる中で、いろいろな団体が取引の在り方について検討を進めている。今後、こうした新しい分野において、新たなモデル約款が作成され得る

と思うが、推奨行為が差止対象となれば、このような活動に萎縮効果をもたらすことが懸念される。

- ・ 推奨行為を差止めの対象にすることについては、慎重に検討する必要があると考える。消費者契約法は、実際に行われた、もしくは行われようとする契約に関する規律であり、消費者との契約の当事者は事業者であると理解している。実際に契約に使用されているわけではないモデル約款等、契約の当事者でない事業者団体の行為を差し止めるまで拡大することには、かなりの飛躍があると考えられる。

そもそもモデル約款は事業者に対する拘束力のないものであり、そのモデル約款を採用すべきかどうかは、契約主体となる事業者が最終的に責任を持って判断すべきものである。このようなモデル約款の中には、最近ではインターネット等で公開されているものもあり、不特定多数の者に使用される可能性があるが、預かり知らない人が活用した部分についてまで、事業者団体に責任を負わせることが妥当なのかどうか疑問に思う。

当検討委員会での検討は、消費者団体が差止請求権を行使する道を開くということに最大の意義があり、まずはその点に限って議論を尽くすべきであり、制度を大きく拡大することについては慎重に検討する必要がある。

事業者団体による推奨行為には様々な種類が存在するが、多くは、その業界において不当な行為をしている事業者を締め出すためのものであったり、消費者との無用なトラブルを避けるためのものであったりする。仮に推奨行為を差止めの対象としてしまうと、こうした消費者契約に関する被害の未然防止に寄与しているものまで、なされなくなってしまうおそれがある。

- ・ P13「(1)いわゆる推奨行為について」は、推奨行為を差止めの対象とすべきであると考ええる。事業者団体がモデル約款を作る時には、消費者利益の擁護を考えた上で作成されるケースも存在すると思われるが、そのように作られたものであっても、結果的に不当条項が含まれていれば消費者の不利益につながる。実際に推奨された約款によるトラブルが生じていることから、推奨行為も差止めの対象とすべきであると考ええる。

<事業者等からの独立性>

- ・ 事務局案にもあるが、今までの議論を聞いていると、想定される弊害としては、特定事業者や特定業界の息のかかった団体が作られ、こういった団体が不当な目的で訴権を行使する等の事態であろうと思う。事業者にもいろいろあって、色々な事業者が適格団体に関与していれば弊害も少なくなると思われ、特定事業者・特定業界の割合を一定数以下に減らすことで、影響を排除するという事務局案は理解できる。

「独立性」については、適格消費者団体の意思決定が役員会でなされることに鑑み、役員構成の割合を制限する事務局案に賛成である。

P16の「事業者等」を役員から一切排除すべきという考え方には反対であり、利益相反が生じる場合には、議決権停止・情報公開等に対応すべきである。責務規定・行為規範を設け

ることは、内容が不明確であり、適格消費者団体の活動を実質的に阻害するおそれがあるため、反対である。

根本的にこの問題は、活動実績及びその審査、個別事案で利益相反する場合の議決権停止等の措置で対応できる問題だと思っている。ただ、営利団体については、消費者への攻撃性が強いので、排除してもいいのかなと思っている。

- ・ P15 アで、「影響を排除すべき事業者と捉える必要はない」と示されている非営利団体からも影響を受けてはならないと考える。つまり、適格消費者団体から除外されるような団体からは、適格団体は支配されてはならないというのが基本的考え方である。

人的な面に関しては、個人事業者や法人事業者の役員及び重要な使用人、大株主は、適格消費者団体の役員や重要な使用人との兼任を禁止すべきであり、過去5年間に当該役職に就いていたものも禁止の対象とすべきと考える。それ以外の事業者、例えば事業者の従業員は、適格消費者団体の役員及び重要な使用人に、一定割合以上占めないようにすべきである。

また、財政面に関しては、不当な外部からの支配・圧力を避けるため、一定の基準を設けるか、最低でも一定額以上の寄附や取引については開示を義務づける必要がある。

- ・ 「事業者等からの独立性」では、設立・運営の際の独立性と、訴権を行使する場合の事案ごとの独立性のいずれもが必要不可欠であると考えられる。その独立性をどう理解するかについては、訴権をどのように行使すべきかだけでなく、公正・適正・誠実な訴権行使を求めするために何が必要かを考える必要がある。事業者の方が消費者運動をすることは、何ら差し支えないことであるとは思いますが、重要な訴権を行使する適格消費者団体の役員として事業者の方が適正であるかどうかはまた別の問題であり、人から疑いを持たれないようにしなくてはならない。そのために、わかりやすい独立性の基準を定める必要があると思う。資料には、独立性に関して明確な基準が示されていないにも関わらず、「事業者等」を役員から一切排除すべきではないとの考え方が示されており、論理として不明瞭である。

16 ページ には、「国民の殆どが事業者の側面を有している」との記載があるが、これはきちんとした根拠があるわけではないと思われ、こうした前提に立った議論は建設的でないと思う。

16 ページ にある訴権行使の際の個別事案における独立性の確保という点も非常に重要であり、被告事業者と競業関係にある等の特殊な事態に際し、対応する必要がある旨を資料に記載すべきである。また、不当な訴権行使をした場合の団体の責任、役員の責任についてきちんと明記する必要があると思う。

消費者団体訴訟制度が創設され、差止請求権が行使されることにより、安全な社会になることは望ましいことであると思うが、一方、制度が濫用される可能性についてもきちんと検討しておく必要があり、中小・零細企業が訴訟を受けた場合の負担にも十分配慮する必要があると考える。

- ・ 特定の事業者等からの不当な影響を受けることによる弊害について議論がなされているが、

広く弊害を排除する仕組みを想定しておく必要がある。事業者の息のかかった訴権行使だけでなく、例えばまっとうな消費者団体でもたまたまある理事の競合事業者に訴権行使する場合なども想定すべきだ。理事会等の役員構成の公正さは厳しく判断すべきであり重要だと思うが、利益相反時の議決権停止等の措置だけでは不十分であると考ええる。

- ・ 影響を排除すべき事業者の範囲を、事業者一般について均一に排除するというのではなく、特定の事業者の関係者、もしくは同一業種の関係者からの影響を排除というように限定して検討することに基本的に賛成である。

<外部監査>

- ・ 外部監査は不要である。活動実績に関する審査、更新制等の行政による監督、情報公開等の措置により対応可能であるし、現行法令上外部監査が必要とされる団体の規模と適格消費者団体との規模は全く違う。
- ・ 適格消費者団体は、公益のために特別な権限を付与されるものであり、その健全性を第三者がチェックすることは当然と考えられる。また、情報を開示する側には、その情報の適正性を保証する義務がある。事務局案では、財政的な負担が大きいため、公認会計士等による外部監査が困難であるとの記述がなされているが、内部管理がきちんに行えているような団体であれば、外部監査費用を低額に抑えることもやり方次第では可能であり、そのような工夫をすべきである。例えば、マンション等の管理組合の監査を行う公認会計士事務所は、年額で十万円から数十万円の標準監査報酬体系を掲げている。適格消費者団体の外部監査にかかる費用がこのような範囲で収まるとすれば、これらの監査費用を支払えないような団体は、訴権行使基盤を欠く懸念があると考えられる。

20 ページ アの帳簿の備え付け・保存等には賛成であるが、それに加え、これを開示または閲覧に供し、適格消費者団体に合理的な説明を求めることを併せて検討して頂きたい。また、帳簿等への虚偽記載に関するペナルティは当然必要であるが、さらに、重要な記載誤りや情報の欠落がないこと、あるいは内部統制の有効性について、社長等が宣誓し、これに違反をした場合は懲役刑が課せられるといった仕組みがアメリカ等で採用されており、参考にしようと思う。

- ・ 財政的な負担が重いから外部監査は必要ない、というのは論理的におかしい。適格消費者団体は、消費者全体の利益の代弁者としての地位を与えられ、公共の訴訟担当者としての機能を有するのであり、不正等が生じぬよう、内部のリスク管理を行う必要がある。そのファーストステップが、適正な外部監査を受けることであると考ええる。
- ・ 適格消費者団体が公益性を有しており、健全性を担保することが重要であるという点は理解できるが、健全性の担保の仕方については、外部監査以外にも様々な手法があり、外部監査を義務づける必要があるかどうか検討する必要がある。外部監査を行う際には、適格消費

者団体が費用を工面できるかが大きな問題となる。適格消費者団体が公益的な性格を有することから公的な資金を使って外部監査を行うということであれば理解できるが、公的な資金の補助は前提とされているわけではなく、営利活動も行えないとなれば、外部監査を義務づけるのは困難であると考えられる。

< 判決の援用制度 >

- ・ 判決の援用制度導入には賛成である。これに関連した議論で、一部無効について、個人的には一部無効の条項の使用を差し止めた場合、判決の主文は、「一部無効の条項を使用してはならない」といったものになると思っていた。一つの条項であっても例えば解約時期によって異なる解約料を示している場合、無効となる部分が可分であれば、そこだけを対象に差止請求ができると思うが、この点に関し他の委員のご意見を伺いたい。いずれにしても、一部無効の条項に関しては、理由中の判断で無効の範囲が示された場合には、その範囲において援用すればよいと考えている。

- ・ 本日、意見書を提出しているが、これは、判決の援用制度の導入の是非を超えて、消費者団体訴訟における差止請求の理解全般に関わる議論である。

例えば、一部無効の条項を差し止める場合、論理的には、「当該条項を使用してはならない」という判決もあろうし、「こうした条項に改めよ」との判決もあろうし、あるいは双方を含んだ判決もあり得る。このような場合に、原告の請求が、当該条項のうち無効部分を示し、「

に改めよ」等の請求をすれば、処分権主義に基づきそれに応じた判決が出されるのであり、一部無効部分も含めて「当該条項の全体を使用してはならない」という判決が出されることはない。あるいは、原告の請求が、「一部無効部分を含んだ当該条項を使用してはならない」という請求にとどまった場合でも、原告は差止請求の理由を主張・立証する必要があり、その過程で、差止の主文の範囲が広すぎるといったことや被告の事業者がどのように条項を改めるかが不透明である等の釈明を裁判所から求められることにより、原告の請求がより限定的な形に変更されることも大いに考えられる。また、差止めの緊急性が高いとして、実体法は一部無効を定めているものの、その一部無効を含む条項全体の使用を差し止めるという、抽象性の高い差止判決が出された場合であっても、判決理由で、一部無効の条項を差し止める根拠となる条文が述べられるのであり、援用制度との関係で言えば、主文が援用されるのではなく、判決理由が援用されるのであり、援用の範囲が不明確になることは考えにくい。

事務局案 22 ページ では、一部無効の条項に関する差止めを行った場合、当該条項の無効である範囲が判決の理由中で示されるとは限らないために援用の範囲が不明確との懸念が示されているが、我が国の民事訴訟制度において、そのような不明確な判決が出されるとは想定し得ないと考えている。

援用制度は、判決の効力の主観的範囲を拡張するかどうかの問題であるのに、事務局案は判決の効力の客観的範囲が不明確であるために援用制度を慎重に考えるべきとしており、主観的範囲と客観的範囲を混同している印象を受ける。判決の客観的範囲が不明確となるならば援用制度の有無に関わらず問題なのである。判決の主観的範囲の拡張に関して問題があるの

で援用制度は導入できないという議論をするならば分かる。

援用制度を導入するかどうかは大きな論点であるが、仮に導入しないとしても、検討委員会の資料として、論理的に正しいものに改める必要があると考える。

一部無効の条項につき、差止めが認められるかどうかという論点に関しては、第10回検討委員会でご検討頂いたが、一部無効の条項に関しても差止めの対象とすべきとの意見が大勢であった。それを踏まえて資料22ページは記述している。

一部無効の条項について、どの範囲で差止請求を認めるかという問題であるが、消費者団体訴訟制度で差止請求をする場合は、一部無効となる条項を市場でそのまま使用し続けてよいかどうかを問題にするのであって、個々の消費者と事業者が裁判で争って無効の範囲を確定する場合と観点が違うと理解している。既に消費者団体訴訟制度を導入し、不当条項に対する差止請求権を認めている諸外国においても、同様の仕組みが取り入れられている。

このような点に関し、どう法律構成するかということについては、当検討委員会で決定するというよりは、むしろ、実務運用や学説の論議を通して明らかになっていくものではないだろうか。

差し止める契約条項の単位については、差止めとの関係で当該条項が1個の条項であると評価されることが前提であり、例えば解約時期に応じて違約金を段階的に設定しているような一つの契約条項の場合でも、解約時期に応じて複数の契約条項が使用されていることとなり、原告である適格消費者団体はどの条項が無効であるかを明確化して差止請求する必要がある。一部無効の条項の差止めを命ずる判決の理由中でどのような判断が示されるかという点については、第10回検討委員会において、「通常は、判決の理由中で、どの部分が問題かという判断が示されるであろうが、『一律に一切返金しない』といった乱暴な内容の条項であれば、『その条項が不当なことが明らかであるから差し止める』といった判決が出て不思議ではない」という意見が示されたと記憶している。この問題も、当検討委員会で議論して何かを決めるというよりは、実務運用や学説の論議に委ねられるべきものと思う。

消費者団体訴訟制度における契約条項の使用差止訴訟は、具体的な事案がない、抽象的な無効判断として示されるものであり、有効・無効の判断がきちんと示されるかどうかは、制度が運用されてみないと分からないし、そんなに簡単なことではない。抽象的な事案のない差止訴訟で出される判断を、個別の色々な背景のある事案にそのまま当てはめるのは難しいのではないかと思うし、その辺の判断が、委員の間でも分かれているという印象を持つ。

判決の理由中で無効範囲が明確に示された判決のみを援用する制度としてはどうかとの意見もあるようだが、疑問を感じる。例えば、学納金返還訴訟の問題のように、違った判決がいくつも示されるような場合には、そうした複数の判決を加味して、後続の裁判所ごとに独自の判決を下していくべきではないだろうか。色々な判決が出た場合のためにドイツのように調整規定を置けばよいとの議論もあるが、確定判決の効果を覆すこととなり、慎重に議論すべきである。

- ・ 一部無効の条項に関する差止請求に関して、実体法上どのように考えるかについて、差止

訴訟の原告には一部無効部分を含む当該契約条項の全部差止を求める権利はなく、一部差止を求める権利しか与えられないと考えている。

仮に、一部無効の条項について差止請求の範囲が不明確であるという問題があるのであれば、それは、どのような条項であれば差止命令を守ったことになるのかが不明確になるということであり、援用制度の導入に関する議論とは別の議論である。

では、なぜ援用制度が必要かということについては、契約条項の使用差止めが命じられた事業者は、過去の契約に関する個々の消費者との個別訴訟においても、その条項の有効性を主張できないというのが差止訴訟の本質であり、援用制度はその実現に必要な制度であると認識している。

援用制度の導入に対し、同一事業者の同一事案に関して、複数の判決が下された場合が議論されているが、消費者団体訴訟制度が導入された場合には、団体訴訟の判決に後続の個別訴訟も従っていくことが想定される。個別訴訟において、団体訴訟の判決を覆すような判決が次々と出されるということを想定するのは違和感がある。

- ・ 事務局資料 P24「(参考 10) 援用制度の概要」に述べられていることと、本日資料 2 として提出されている意見書で述べられていることに相違が見受けられ、制度導入の是非に関し、判断に困る部分がある。

援用制度は、民事訴訟法の根幹に関わる判決の効力に関する問題であり、その原則を覆すことを当検討委員会で決めてしまってもよいものか、疑問に思う。援用制度が導入されなくても、消費者団体訴訟制度自体は機能すると思われるし、今回は導入しなくてもよいのではないかと考える。この論点にあまり時間をかけるのはどうか。

- ・ 消費者団体訴訟制度を作るついでに、民事訴訟制度の一般原則に例外を設けるということは疑問だ。制度を安定的に出発させるということに対して混乱が生じるのではないか。ここは、慎重に検討すべきであり、継続して審議するのであればどこか別の場で議論すべきと考える。
- ・ 援用制度の導入については疑問に思う。援用の議論はともかく、そもそも一部無効の条項について、差止めの対象をどのようにすべきかという点で認識が一致していない。この点については、また、議論の機会があるとよい。

< 管轄裁判所の決定 >

- ・ 被告の普通裁判籍に加えて、行為が行われた地、またそのおそれのある地を管轄として認めるべきである。具体的には、勧誘が行われる地であるとか、不当条項が使用される地等、消費者被害が発生した地を管轄とすべきである。このような管轄を認めると事業者に過度の負担が生じるのではないかと意見があるが、事業活動を行う地で事業者が応訴の負担を負うのは、当然のことではないだろうか。また、被害が生じた個々の消費者の金銭給付訴訟については、被害が発生した地で事業者は応訴することになる。おそらく消費者団体訴訟と実

際の被害者の給付訴訟はあわせて提訴されるのではないかと考えられ、被害が発生した地を管轄として認めても事業者にとって過度の負担にはならない。

「行為が行われるおそれのある地」を管轄として認めると、日本全国どこでも訴訟を提起されることになるとの議論があるが、全く抽象的にどこでも認定されるわけではなく、一定の蓋然性がなければ「おそれがある」とは認められないであろうから、具体的な被害が発生した地でなければ訴訟提起できないことになると考えられる。

管轄を広げることによる同時複数提訴等の懸念に対しては、移送・併合で対処すればよい。

被告の普通裁判籍の所在地のみに管轄を絞ってしまうと、その管轄の規定のために消費者団体訴訟制度自体が使われないものになってしまうおそれがあり、絶対に反対である。

- 被告の普通裁判所の所在地に限るべきであるとする。本制度を考える上では、数多くの支店があって法律の専門家も多数いるような大企業ばかりを想定して検討すべきではない。我が国には小規模・零細事業者が多数存在するのであり、そういった事業者が本社から遠く離れた場所で裁判を起こされた場合、仮にそれが不当な内容の訴訟であったと被告事業者が思ったとしても、裁判費用を勘案して妥協してしまうといったおそれや、こうした事業者の対応を見越した不当な要求が生まれるということも懸念される。出発点として、民事訴訟法の原則を基本とすべきであり、「一定の例外」を設けるべきではない。
- 日本の事業者の多くを占める中小・零細企業に配慮する必要がある、事務局案で問題ないのではないか。適格消費者団体等が全国的なネットワークを活用して相互に協力するようであれば、事務局提案のような管轄であっても、費用負担等の懸念は生じないと考える。
- 管轄は、民事訴訟法の原則どおりとすべきである。消費者団体訴訟制度の担い手としては、複数の適格消費者団体が存在することが想定され、民事訴訟法の原則に従えば、理論上同時複数提訴は制限されないわけであり、民事訴訟法の原則に沿った管轄を認めるべきである。
- 個別の被害者が訴訟を起こす際には、被害者の不都合を考えなければいけないが、適格消費者団体は、公共的な立場で訴訟を提起するのであり、弁護士等の連携を図って柔軟に対応すべきである。
管轄についてさらに考えなければいけないことは、海外の事業者が被告事業者になった場合、国際管轄あるいは国内管轄をどのようにすべきかという点である。
- 事務局案では、管轄を民事訴訟法の原則より狭く規定しようとしており、反対である。
海外の事業者が被告事業者となった場合についての指摘があったが、P35(参考14)のような諸外国の例が参考になるのではないかと。
- 零細事業者の過度な負担に対する懸念がクローズアップして議論されているが、消費者団体訴訟制度を創設するにあたっては、事業者の方が消費者よりも、情報力・財政力の面で勝

っているという前提が存在しているものであり、ことさら零細事業者の負担を配慮するのは、やや偏った議論であると思う。零細な事業者であっても、電話勧誘やインターネットによる勧誘等、事業所の所在地とは離れた地域で不当な行為を行っている事業者が現実に存在しているものであり、行為地なり被害発生地も管轄に含めるべきであると考え。

<その他>

- ・ 本日の資料には記載がないものの、濫用防止措置を非常に重要なものであると考えており、担保提供命令や却下制度、和解金の授受禁止といった規定の整備をお願いしたい。こうした濫用防止措置を設けると、適格消費者団体の正当な訴訟が阻害されるとの意見もあるが、これらの制度は、不当な訴訟が起きた時の排除措置であり、このような濫用防止措置があるために正当な訴訟がやりにくくなるということはありません。また、却下制度と担保提供措置は、その趣旨が異なるものの、いずれも裁判所が判断するものであり、是非導入して頂きたい。和解金の授受に関しても、金銭の授受を認めると濫用のおそれが増すことが想定されるため、裁判官が認めたもの以外は、法律上禁止すべきである。

また、不当勧誘行為に関して、具体的にどのような行為を差止めの対象にするかについて、個人的には、勧誘は個別性が強いものは差止対象とはならず、組織的な行為である等の付加的な要因があった場合に差止めの対象となるといった議論がなされたと理解しているが、この点に関する具体的なイメージが出されておらず、実効性ある仕組みが本当に可能であるかどうか、まだ解決されていないと理解している。

- ・ 判決効や管轄について、民事訴訟法の原則を変えるべきではないとの意見が出されているが、却下制度、担保提供命令、和解金の授受禁止等も民事訴訟法の原則にない事柄であり、こうした点だけ特殊な扱いを定めよと言うのはいかがなものかと思う。

- 以 上 -

速報につき、事後修正の可能性あり。